

第9回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月13日（木）午後1時5分から午後3時5分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	中和田吉彦
	2番	後藤義昭	5番	小島良金
	3番	館山友美子	7番	瀧澤正一
	4番	小田原正一	9番	廣瀬恵美子
	5番	坂本雄司	12番	武島竜太
	6番			
	7番			
	8番			
	9番			
	10番			
	11番			
	12番			
	13番			

4. 欠席した農業委員（1人）佐畠幸一

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 令和6年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

議案第8号 令和7年度 農作業労働賃金標準額（案）について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第9回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第9回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席の届出は、佐畠幸一委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。2月21日、金曜日の午前中、委員協議会を開催し本日の議案にもなっていますが「令和7年度 農作業労働賃金標準額（案）について協議を行っております。また、同日の午後、小田原委員が、本日の報告第1号専決処分の現地調査を行っております。2月27日、木曜日、本日の総会に係る議案を郵送配布させていただいております。3月7日、金曜日及び10日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っていました。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

3番後藤義昭委員、5番中和田吉彦委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 専決処分についてを議題といたします。（1）引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分について（1）引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務局よりご報告いたします。福島県税条例附則第10条第1項の規定による不動産取得税の納税猶予の適用を受けている者は、3年に1度、納税猶予の継続手続きが必要となっています。納税猶予の継続手続きには、農業委員会が証明する引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になることから、農業委員会総会議案として取り扱い、各地区担当委員より、適正な農業経営を行っている旨の調査及び報告をいただき、総会の議決を経て証明書の交付を行うことになります。しかし、福島県が納税猶予の継続手続きについて、猶予を受けている者に案内を出した時期、その手続きの期限日により、総会での議決を待ってから、証明書を交付することとなると、期限日を過ぎる場合があることから、事務局から各地区担当委員への聞き取り調査を依頼し、専決処分にて、証明書を交付するという取り扱いとしたところでございます。以上を踏まえ、議案書記載の証明願についてご報告いたします。願出人の住所・氏名は議案書記載のとおりです。贈与を受けた年月日は平成27年7月27日です。証明対象となる税は、不動産取得税となります。引き続き農業経営を行っている期間については、前回の証明日である令和4年2月10日から今回の証明日である令和7年2月21日となります。去る令和7年2月10日に証明願出人から申請があり、2月21日に、地区担当の8番小田原委員へ現地調査及び証明願出人への聞き取り調査を依頼しました。同日調査担当委員より、証明願出人は、農業経営を適正に行っており証明書を交付することが妥当であるとの報告をいただきました。

その報告を受け、2月25日に農業委員会の窓口にて、証明願出人に対し、証明書を交付しております

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。（1）

農地転用許可に係る工事完了報告について（2）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（4）農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。

（1）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は7件の報告を受理いたしました。番号1及び番号2については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。番号3から番号7については、去る3月7日に2番、3番、7番委員とともに現地調査を実施しました。このうち、番号3について、許可申請時の土地利用計画図において、倉庫及び下屋が設置される計画となっていましたが、現況は何も設置されていないことを確認しました。現場に居合わせた申請人に対し、工事を当初の計画のとおり完了させるか、今後工事を行わないということであれば、事業計画変更申請の許可を受ける必要がある旨、説明を行ったところです。番号4から番号7については、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

（2）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は5件の届出を受理いたしました。

権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、このうち、番号2、番号4について、農業委員会によるあっせんの希望があり、地区担当の委員へ耕作者あっせんの依頼を行っているものです。

（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の通知がございました。

こちらは、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。番号1は、本総会上程の議案第2号農地法第3条申請のための解約となっております。

番号2は、耕作者が体調不良のため今年からの耕作が困難になったことによる解約となっております。なお、地区担当の委員へ新たな耕作のあっせんについて、依頼を行っているものです。

（4）農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出がございました。解約の理由については、農地法第5条申請のための合意解約となっておりまして、来月以降の総会に議案として上程される予定です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について、事務局より説明申し上げます。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、平成元年9月11日。取消願出年月日は、令和7年2月18日。許可申請内容は、住宅用地で、譲受人が実施する自己住宅建築のための所有権の移転が許可取り消し願の内容です。取消の理由については、転用許可後、同居予定の子が市外に転勤となり、同居することができなくなったことから、当初の計画を断念しました。去る、令和7年3月7日に、2番委員、3番委員、7番委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について、3月7日、3番委員・7番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので代表して報告いたします。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。許可申請内容は、住宅用地で、譲受人が実施する自己住宅建築のための農地転用が許可取り消し願の内容です。取消しの理由については、許可後、同居予定の子が、市外転居となり同居することが出来なくなつたことから当時の計画を断念した。なお、当時許可を受けた譲渡人はその後死去されています。以上の事から申請地の現況は農地であり取消しを求める理由は妥当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分の取消しを決定することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について1番案件についてご報告します。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。去る、3月4日、地区担当推進委員・譲受人とともに現地調査を行いましたのでご報告いたします。権利の設定内容は所有権移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者等・従事状況・経営面積については、議案書記載のとおりです。譲請人には不耕作地がないことを現地調査において本人より聞き取りをさせていただきました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしていると思います。許可基準第2号について譲受人は個人であるため非該当となります。許可基準第3号については議案書記載のとおりで該当はありません。許可基準第5号について、譲受人に転貸の事実はないことを現地で確認しました。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいた

だいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について2番案件についてご報告します。申請人・申請地等については議案書記載のとおりです。去る3月5日、地区担当推進委員とともに申請地の現地確認をし、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行ってまいりました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）です。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積は議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査にて確認いたしました。よって、許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号、農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件ですが譲受人は個人であるため非該当です。次に許可基準第3号、信託契約の有無ですが議案書記載のとおり該当しません。許可基準第5号、借入地の転貸・質入れについてですが譲受人に転貸・質入れの事実がないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域の調和要件ですが議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はございません。以上の事から許可基準第1号から第6号まで、すべて非該当と認められることから許可相当と判断いたしました。なお、地区担当推進委員からも本件について「意見なし」との回答をいただいております。

議長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案とおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に通路用地及び農業用倉庫用地として使用されており、申請人から隣接地の転用について相談があった際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約40年前から通路用地及び農業用倉庫用地として使用していました。また、隣接地は、議案書12ページ、農地法第5条許可申請として上程しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地及び山林です。なお、本申請は、分筆をせずに農地の一部を転用するものです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3番 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、報告いたします。3月7日、2番委員・7番委員・地区担当推進委員・事務局とで現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地については、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、通路用地及び農業用倉庫用地になります。工事期間は許可の日から1カ月間になります。転用許可基準第1号の立地基準について、申請地は●●●●に隣接し、概ね500

メートル以内にあり、敷地に隣接した道路は幅員が4メートル以上あり上下水道が設置されているため第3種農地（公共施設便益区域内農地）に該当し立地基準は満たしております。従って許可基準第1号は該当しません。続いて、許可基準第4号は議案書記載の対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は譲渡人の子であり、現在は申請地北側の住宅に同居しており、今後申請地に住宅を整備し、譲受人及びその子が移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から12カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。なお、本申請は、分筆をせずに農地の一部を転用する

ものです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、譲受人と譲渡人及び申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、駐車場用地です。

権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、相馬市総務課の地方自治法第260条の2第1項の規定による認可（地縁による団体）を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。なお、同認可について詳しく説明いたします。地縁による団体とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を言います。同団体は、法律上の権利義務の主体となり、法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できるほか、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用することができます。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3番 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、3月7日、2番委員、7番委員、地区担当推進委員、事務局と現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地については、議案書記載のとおりです。転用後の用途は一般住宅用地です。権利の移転設定内容は、使用貸借権の設定になります。工事期間は許可の日から12ヶ月となります。転用許可基準第1号の立地基準については、飯豊小学校・飯豊幼稚園に隣接し、概ね500メートル以内にあります。敷地に隣接した道路は幅員が4メートル以上あり上下水道が設置されているため第3種農地となります。公益施設便益区域内農地に該当し立地基準は満たしております。従って許可基準第1号は該当しません。従って許可基準第1号は該当しません。続いて、許可基準第4号は議案書記載の対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号2番について、担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願ひします。

8番 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る3月10日、5番委員・6番委員・地区担当推進委員・事務局2名にて現地調査を行いました。調査委員を代表して報告いたします。申請地・譲受人・譲渡人は議案書記載のとおりです。申請人は、約●●●●軒を有する●●●●地区の区長であり、●●●●地区は備考欄記載の地方自治法第260条の2第1項の規定による地縁による団体となります。申請内容は地区公会堂新築に伴う駐車場用地となります。許可基準第1号の立地基準について、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で第1種農地です。しかしこの案件に関しましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画で、公益施設の整備に伴う駐車場用地となります。許可基準第2号は第2種農地ではないため非該当となります。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号については議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から当申請は許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第5条の規

定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第5号 現況確認証明申請について1番案件・2番案件についてご報告いたします。申請地の現況を6番委員・8番委員・事務局・地区担当推進委員とともに3月10日に実施した現地調査により確認をしましたので代表して報告いたします。議案書に記載された申請理由のとおり周辺の状況から、今後も農地として耕作することが非常に困難であると見てまいりました。従って農地の状況は、周辺の状況から判断して1番案件・2番案件とともに原野として証明書を交付することが適当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 現況確認証明申請について、番号2について補足説明いたします。本申請地については、平成7年1月17日において、店舗・陶芸教室及び駐車場用地を目的とした農地法第5条許可を受けている土地となっております。その後、令和7年2月12日の農業委員会総会において、転用許可後、資金が工面できず、建築計画の履行が不可能となったことを理由に農地法第5条の規定による許可処分取消の承認を受けているものです。現況については、転用許可後は耕作されずに、原野化している状況となっています。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については、委員報告のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号137番について相馬市農業委員会総会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から98番について担当委員挙手願います。7番小島良金委員お願いします。

7番 議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案書に記載の農地番号1番から98番までについて、去る3月7日、2番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査委員を代表して報告いたします。44番と47番は樹木はないものの整備がされてないた

め原野、残り 96 筆は樹木があり山林と判断いたしました。よって、調査した 98 筆、今後農地としては耕作することは困難であり非農地として証明するのが妥当と判断しました。

議長 続いて、番号 99 番から 137 番について担当委員挙手願います。6 番館山友美子委員お願ひします。

6 番 議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、番号 99 から 137 について、去る 3 月 10 日、5 番委員、8 番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を実施しましたので、調査結果を代表して報告します。番号 99、102 から 104、108、113 から 115、118、121 から 124、127、130 から 137 は「原野」と判断しました。番号 105 から 107、109 から 112、116 から 117、125 から 126 は「山林」と判断しました。番号 100 から 101、119 から 120、128 から 129 は「農地」と判断しました。また、地区担当の推進委員会から「意見なし」との回答をいただいております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号 100 番、101 番、119 番、120 番、128 番、129 番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり番号 100 番、101 番、

119番、120番、128番、129番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第7号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。番号1番から番号6番については私が議事参与の制限に該当いたしますので議長を武島竜太会長職務代理者と交代いたします。

(議長交代)

議長 それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。議案第7号 番号1番から番号6番を議題といたします。番号1番から番号6番までについて相馬市農業委員会會議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようすで一括議題といたします。本件に関し14番前川正人委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので暫時の間、退場願います。

(14番前川正人委員退場)

議長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、番号1番から番号6番について事務局よりご説明いたします。これまで耕作者は、農地中間管理機構を通しての利用権を設定しておりましたが、その契約満了に伴い、再度、利用権を設定するものであります。耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定は、すべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 番号1番から番号6番については「意見なし」とすることに決せられました。14番前川正人委員の入場を認めます。

(14番前川正人委員 入場 着席)

議長 14番前川正人委員にご報告いたします。議案第7号 番号1番から番号6番については「意見なし」とすることに決せられました。以上で、議長を交代いたします。

(前川会長に議長交代)

議長 次に、議案第7号 番号7番から番号21番を議題といたします。番号7番から番号21番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号について、番号7から番号18までの12件については、これまで農地中間管理機構を通しての利用権を設定しておりましたが、その契約満了に伴い、再度、利用権を設定するものであります。番号19・20については、耕作者が農地中間管理機構を

通しての利用権を設定しておりましたが、その契約満了に伴い、經營を移譲した子の名義で新たに農地中間管理機構を通じて新規の利用権を設定するものであります。番号21については、耕作者が、これまで相対契約で耕作しておりますが、新たに農地中間管理機構を通じて利用権設定をするものです。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定は、すべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 番号7番から番号21番、令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第8号 令和7年度農作業労働賃金標準額（案）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号 令和7年度農作業労働賃金標準額（案）について、ご説明いたします。令和7年2月12日の総会終了後、農業振興委員会を開催し、令和7年度の他市の改定状況等の動向を踏まえて協議し、令和7年度農作業労働賃金標準額（案）を作成しました。その案を令和7年2月21日に農業委員・農地利用最適化推進委員全体協議会で再度協議し、委員の皆様に了解を頂いたものを議案として提案させていただくもので、金額等に変更はございません。

裏面の農地の賃借料情報については、農地法第52条に基づき、農地の賃借料の動向をまとめたものであります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和7年度農作業労働賃金標準額（案）については、原案のとおり決定されました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第9回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会會議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 3番 後藤義昭

議事録署名委員 5番 中和田吉彦